

議案第49号

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

次のように給水管の破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び甲賀市水道事業設置等に関する条例（平成16年甲賀市条例第174号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求める。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

12,856,032円

（参考） 令和5年6月12日、甲賀市信楽町長野地先において、給水管の破損により建物基礎下が洗堀され建物の一部が沈下した事故により、相手方建物の損害を与えたことによる損害賠償金である。

議案第50号

財産の無償貸付けにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の無償貸付けにつき議決を求めることについて

次のように財産を無償で貸付けることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 無償貸付けする物件 区分 土地、建物及び建物の附属物並びに構築物

所在 甲賀市土山町黒川字沢田

(土地)

地番	地目	地積
2782番	宅地	1,555.19 m <sup>2</sup>
2783番	宅地	1,252.01 m <sup>2</sup>

(建物)

名称	構造	延床面積
旧園舎	鉄骨造	467 m <sup>2</sup>

(建物の附属物)

建物に附属する倉庫、電気設備、給配水設備及びその他の設備

2 貸付けの相手方 滋賀県甲賀市土山町山中758番地

ミハルカス 平子 明美

3 無償貸付けの期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

議案第50号参考資料

事業者の概要

事業者：平子 明美

屋号：ミハルカス

住所：滋賀県甲賀市土山町山中758番地

主な事業： コミュニティカフェの運営

○空き教室を活用したイベントの開催

## 普通財産使用貸借契約書

貸付人 甲賀市（以下「貸付人」という。）と借受人 ミハルカス 平子 明美（以下「借受人」という。）は、次の条項により、貸付人所有の普通財産について使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （使用貸借）

第1条 貸付人は、借受人に対し、その所有に係る下記の建物（以下「本件建物」という。）を無償で使用させることを約し、これを借受人に引渡した。

### 記

旧園舎

所 在 滋賀県甲賀市土山町黒川字沢田2783番地

構 造 鉄骨造平屋建

床 面 積 467㎡

2 貸付人及び借受人は、借受人が、本契約に基づき本件建物を使用するため、本件建物敷地を含む貸付人所有の滋賀県甲賀市土山町黒川字沢田2782番他1筆のうち別紙図面の赤枠で囲まれた土地及びその土地上にある本件建物以外の建物（以下「本件土地等」という。）を無償で付随利用することができることを確認する。

### （現状有姿）

第2条 貸付人は、借受人に対し、本件建物及び本件土地等を現状有姿にて使用させるものとする。

### （管理責任）

第3条 借受人は、本件建物及び本件土地等の管理責任を負うこととする。

2 本件建物及び本件土地等であっても、借受人の管理下で実施した事業のもとで発生した事故等については、借受人の責任において処理するものとする。

(使用目的等)

第4条 借受人は、本件建物及び本件土地等を、借受人が運営するコミュニティカフェ等の旧山内保育園の跡地利活用による地域振興を目的に使用するものとし、その使用目的以外に使用してはならない。

(期間)

第5条 貸付期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間とする。

2 貸付期間終了後、借受人が引き続き本件建物及び本件土地等の使用を希望する場合は、貸付期間満了日の6ヶ月前までに、貸付人に申し出るものとする。

3 貸付人は、借受人から、貸付期間満了後も引き続き本件建物及び本件土地等の使用を希望する申し出があった場合は、前条に規定する目的を達成するための使用状況の審査を経たうえで、法令、条例、規則等に基づき、借受人に貸付けを継続するよう努めるものとする。

(責任)

第6条 借受人は、善良なる管理を怠り、本件建物又は本件土地等を滅失し、又は損傷した場合は、損害賠償の義務に任じ、これによって生じる費用は貸付人に請求しないものとする。

(修繕)

第7条 本件建物及び本件土地等の日常の使用にかかる保全、修繕に要する経費は、全て借受人の負担とする。

(増改築等)

第8条 貸付人は、借受人が、貸付人の承諾なしに、本件建物又は本件土地等を修繕し、改修し、増改築し、貸付時点で設置されていた設備、備品、構築物等を取替え又は撤去し、貸付時点で設置されていない設備、備品、構築物等（簡易に取り外しが困難なものを除く）を新たに設置すること等を認めるものとする。

2 前項にかかわらず、借受人が、次の各号に定める行為を行う場合は、予め貸付者と協議を行うものとする。

(1) 貸付時点で設置されていない簡易に取り外しが困難な設備、備品、構築物等の新たな設置

(2) 本件建物又はこれ以外の本件土地等に含まれる建物の躯体（基礎、壁、柱、床、梁、屋根等）を含む増改築

(転貸等の禁止)

第9条 借受人は、貸付人の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約により取得した本件建物及び本件土地等の使用权を他人に譲渡し、又は本件建物及び本件土地等を他人に転貸し、若しくは担保の目的に供しないものとする。

(解除)

第10条 貸付人又は借受人は、相手方が次のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める義務を履行していないとき。

(2) 役員等（貸付人の市長その他職員、借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用している者と認められるとき。
- (8) 破産、会社更生若しくは民事再生の手続きの開始その他債務整理手続きの申し立て、若しくは、解散を会社法その他の法令所権限のある機関で決議したとき、又は、第三者によってかかる申し立てがなされたとき。
- (9) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申し立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1ヶ月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

#### (中途解約)

第11条 借受人は、貸付期間が満了するまでに、次の各号に掲げる理由により本契約の解約を希望する場合、無条件で解約することができるものとする。

- (1) 地震、風水害、その他天災により、復旧困難な施設の破損等により借受人が実施する事業が継続困難となったとき。
- (2) 借受人が第10条第1項第8号に規定する申し立て、若しくは、決議がなされることが明らかであり、事業継続が困難と見込まれるとき。
- (3) 借受人が前各号以外の理由により、第4条に規定する目的を達成するための利用が困難であると認められる相当な理由があり、貸付人及び地域住民から同意を得たとき。

#### (通知等の方法)

第12条 本契約（本契約に関する本契約締結後の合意を含む）に基づく請求、通知、報告、説明、回答、申し出、承認、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除その他一切の相手方に対する意思表示（以下、これらを「通知等」という。）は、他の方法によることにつき、貸付人と借受人が書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、貸付人及び借受人は、

通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

(秘密保持等)

第13条 貸付人と借受人は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、互いに本契約に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、相手方の秘密について次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合
- (2) 開示希望者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合
- (3) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (4) 貸付人が甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）に基づき開示を求められて適法に開示する場合。ただし、借受人の業務上の利益や知財権を損なう恐れがある技術情報を除く。
- (5) 弁護士、出資者及び協力法人に守秘義務を課して開示する場合
- (6) 本契約の目的遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (7) その他法令に基づき開示する場合

2 借受人は、本契約の目的を遂行するに際して知り得た、貸付人が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から借受人が作成した個人情報（以下本条においてこれらを総称して「個人情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取扱う責務を負う。

3 前項に定めるほか、借受人は、本契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、貸付人の指示に従う。

4 借受人は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本契約に関連して資金を提供している金融機関及び協力法人に対し、前3項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(返還及び原状回復)

第14条 借受人は、貸付期間が満了した場合にあってはその満了の日までに、中

途解約された場合にあってはその中途解約により終了する日までに、本契約が解除された場合にあっては貸付人の指定する期日までに、借受人の費用で、本契約締結以降に借受人が本件建物又は本件土地等に設置した設備、構築物等のうち取り外しが可能な物を撤去した上で、本件建物及び本件土地等を貸付人に返還すれば足り、それ以外の原状回復を要しないものとする。ただし、貸付人が残置を承認した物については、撤去することを要しない。

(合意管轄等)

第15条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法に従い解釈されるものとする。

2 貸付人及び借受人は、本契約に関する一切の紛争について、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(協議)

第16条 本契約に関して疑義があるときは、両者協議のうえ定めるものとする。

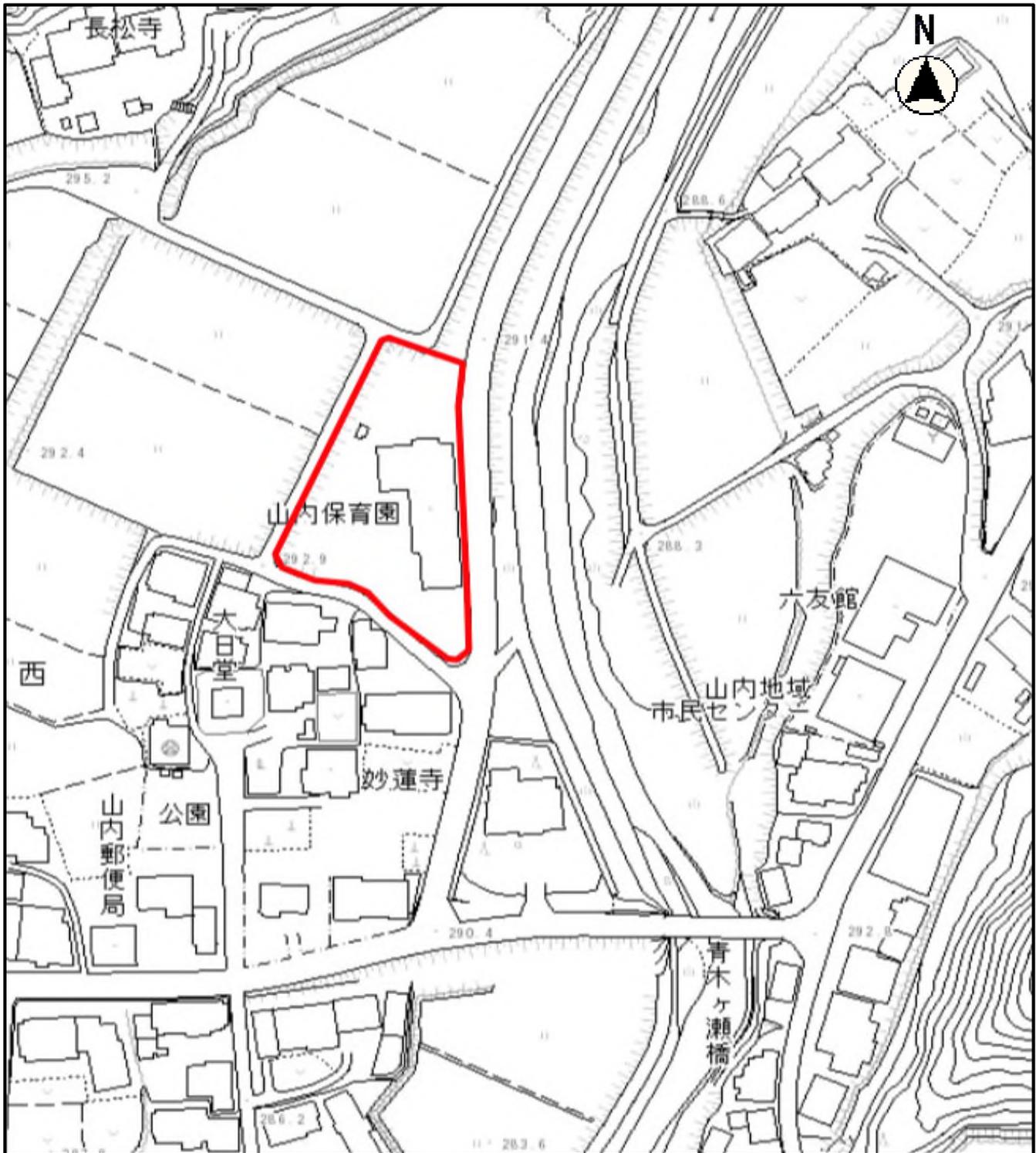
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市長 岩永 裕貴 ㊞

借受人 滋賀県甲賀市土山町山中758番地  
ミハルカス 平子 明美 ㊞

赤枠範囲内は、借り受け人の管理区域(使用貸借契約書第3条第1項関係)



議案第51号

市道路線の認定につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

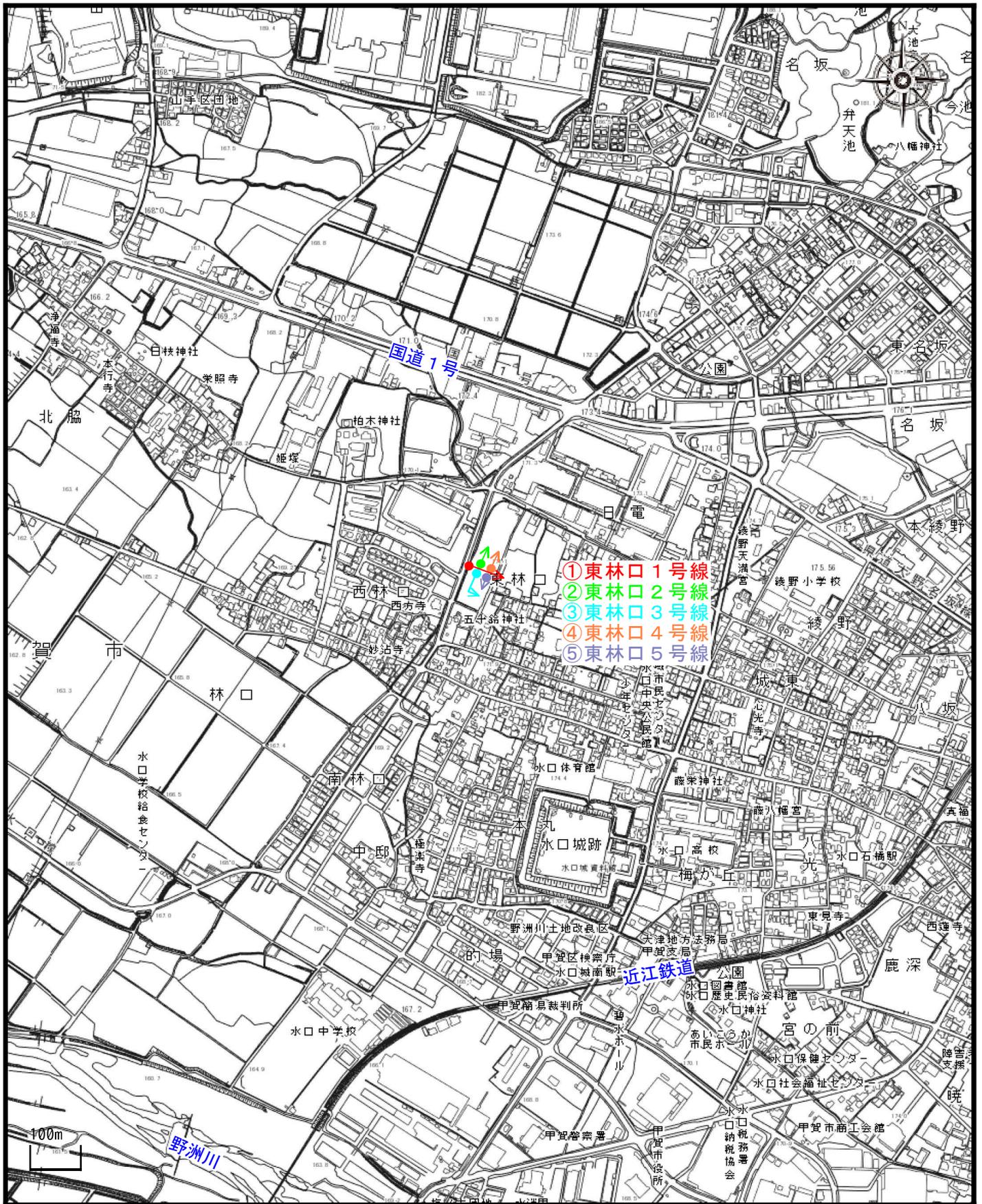
甲賀市長 岩 永 裕 貴

市道路線の認定につき議決を求めることについて

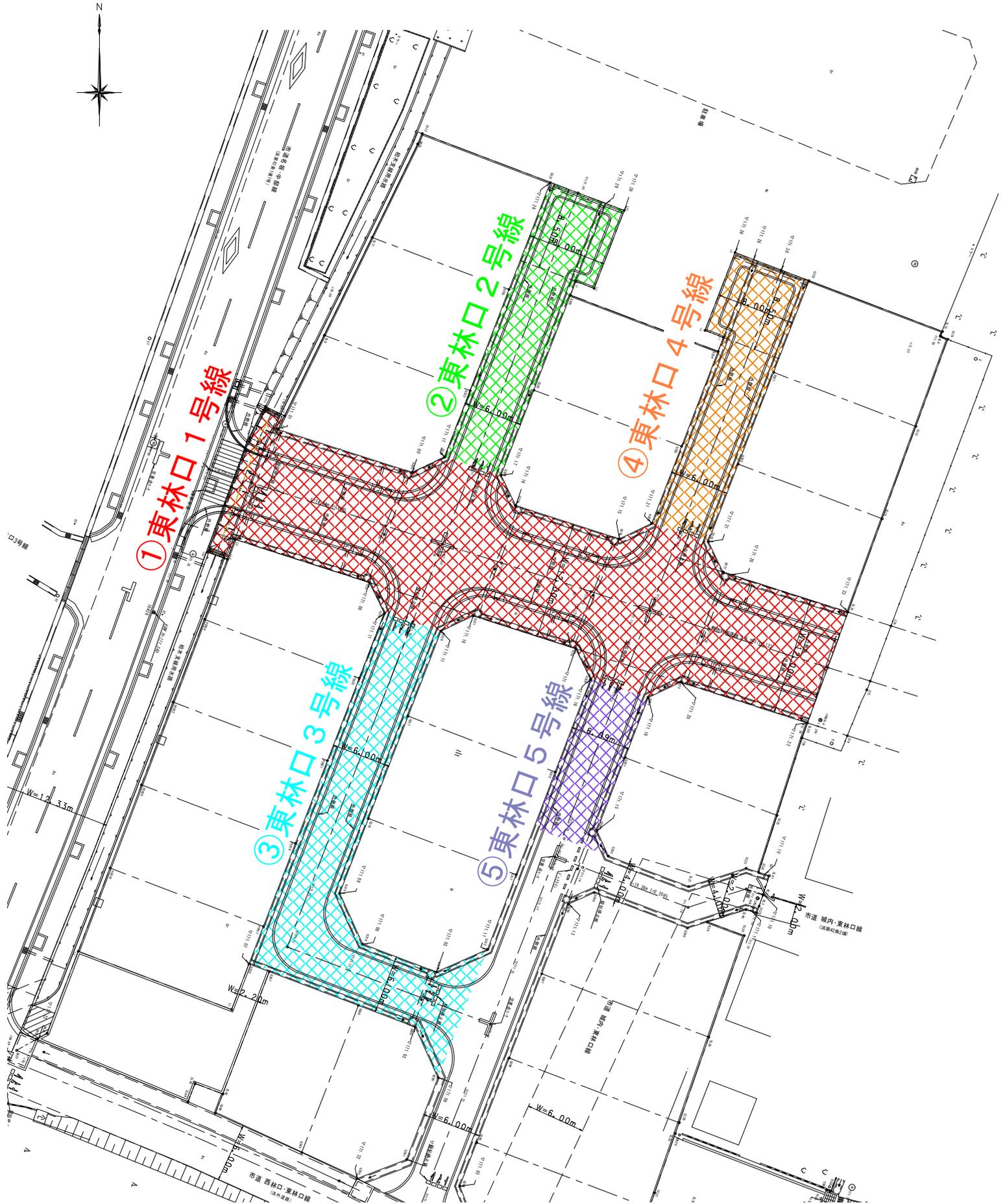
次のとおり市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

整理 番号	路線番号	路線名	起 点
			終 点
1	14188	東林口1号線	水口町東林口地先
			水口町東林口地先
2	14189	東林口2号線	水口町東林口地先
			水口町東林口地先
3	14190	東林口3号線	水口町東林口地先
			水口町東林口地先
4	14191	東林口4号線	水口町東林口地先
			水口町東林口地先
5	14192	東林口5号線	水口町東林口地先
			水口町東林口地先
6	40893	竜法師荒木1号線	甲南町竜法師字荒木地先
			甲南町竜法師字荒木地先
7	40894	竜法師荒木2号線	甲南町竜法師字荒木地先
			甲南町竜法師字荒木地先

# 市道路線の認定 位置図

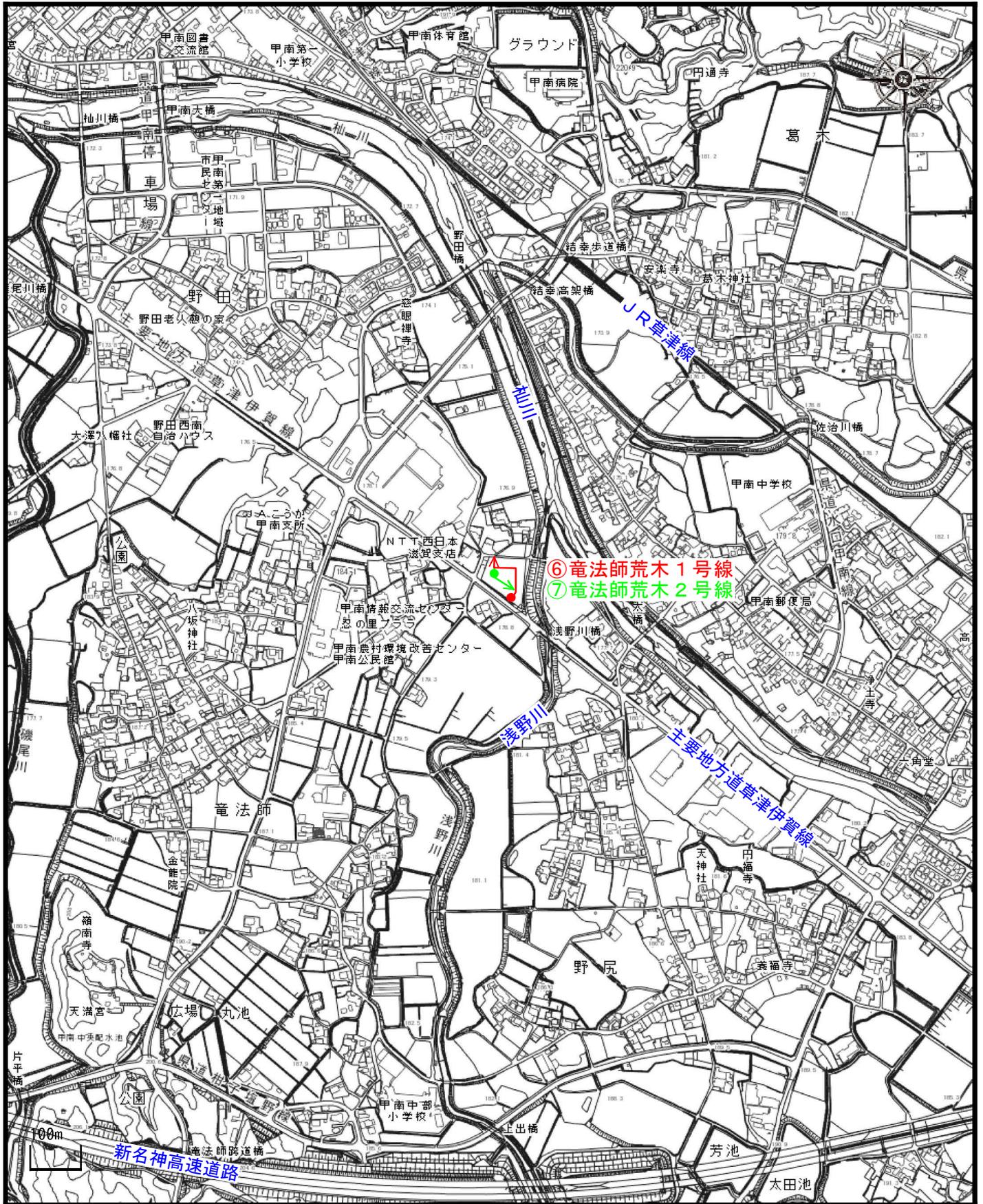


# 市道路線の認定 平面図

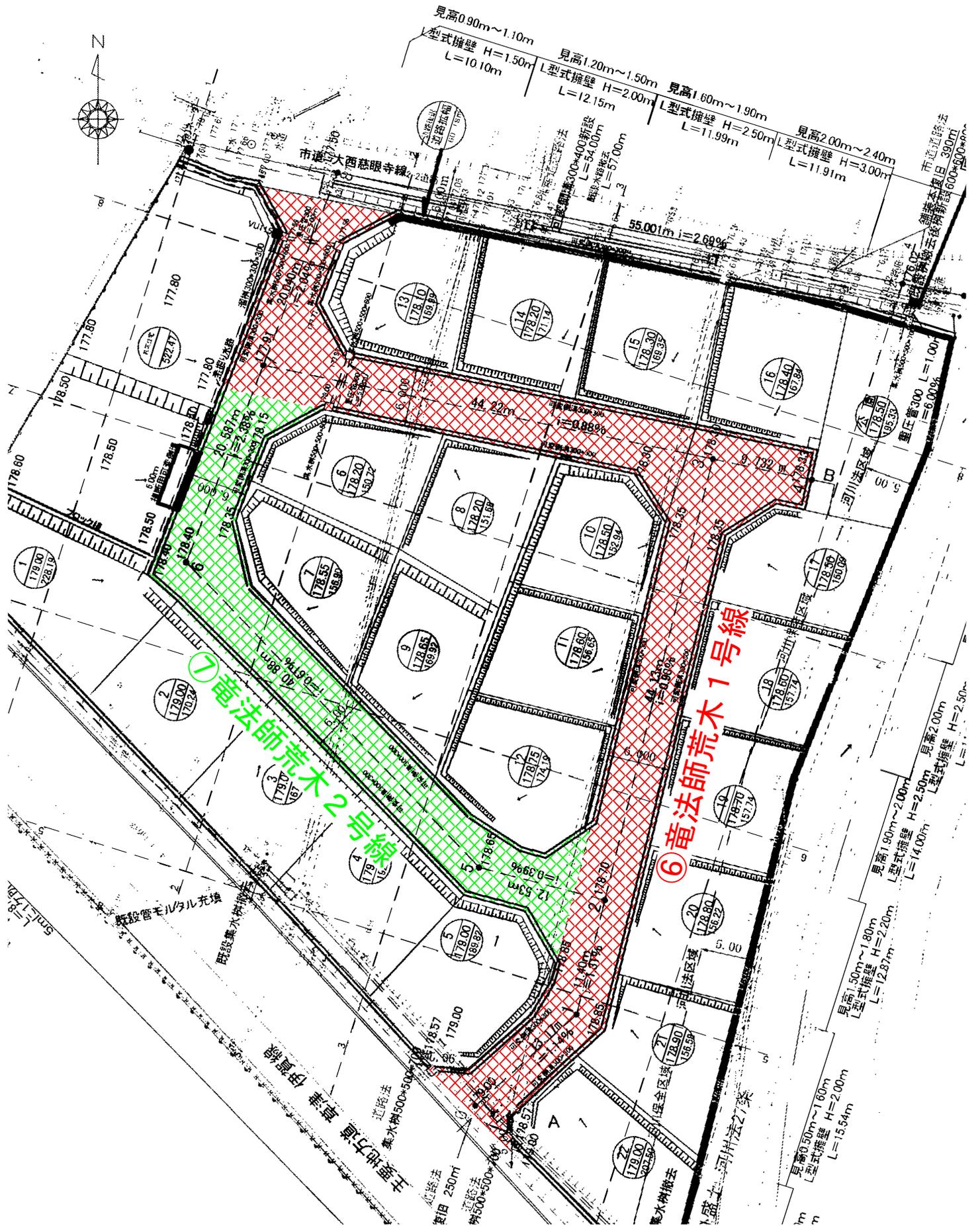


縮尺 S=1/500

# 市道路線の認定 位置図



# 市道路線の認定 平面図



縮尺 S=1/500

議案第52号

契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 水口スポーツの森管理棟外建築工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 427,900,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地  
大宝柊木株式会社  
代表取締役社長 山口和弘

入札結果表

工事の名称等	令和5年度 第147号 水口スポーツの森管理棟外建築工事（建築主体工事）	
工事場所	甲賀市水口町北内貴 地内	
入札者	入札金額	摘要
大宝柊木株式会社	389,000,000	落札
株式会社フジサワ建設	397,800,000	
株式会社三東工業社	430,000,000	
株式会社片岡工務店	438,500,000	
辻寅建設株式会社	452,000,000	

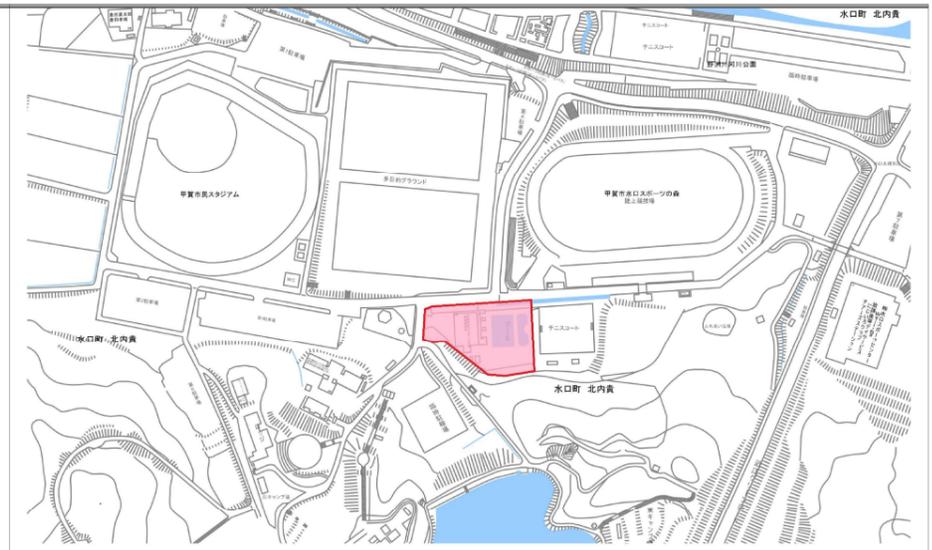
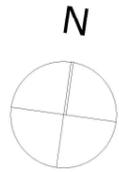
- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地  
大宝柊木株式会社  
代表取締役社長 山口和弘
- 2 予定価格 456,060,000円
- 3 入札書比較価格 414,600,000円
- 4 契約金額 427,900,000円（入札金額に10%を加算）
- 5 入札日 令和6年5月15日
- 6 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和7年3月31日まで

議案第52号参考資料

令和5年度 第147号

水口スポーツの森管理棟外建築工事（建築主体工事） 概要

- 1 工事番号 令和5年度 第147号
- 2 工事名 水口スポーツの森管理棟外建築工事（建築主体工事）
- 3 工事場所 甲賀市水口町北内貴 地内
- 4 工事内容 建築主体工事  
管 理 棟：鉄骨造2階建て 延床面積 586.44㎡  
倉 庫：鉄骨造平屋建て 延床面積 50.10㎡  
車いす駐車場：鉄骨造平屋建て 延床面積 74.78㎡  
外構整備工事  
水遊び場（噴水設備工事 クラスタースプレー噴水6箇所） 1式  
駐車場整備 1式
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和7年3月31日まで
- 6 契約の方法 一般競争入札



市道 北内貴・東矢田野1号線  
(法42条1項1号道路)

道路境界線

敷地境界線

市道 北内貴・東矢田野1号線  
(法42条1項1号道路)

道路境界線

敷地境界線

山道 (法定外道路)

山道 (法定外道路)

車いす駐車場

A=舗装

A=舗装

A=舗装

コンクリート舗装  
2000

コンクリート舗装  
2000

コンクリート舗装  
1500

コンクリート舗装  
1500

コンクリート舗装  
1500

コンクリート舗装  
1500

